

政務活動費活動報告（研修）

- (1) 研修名：2021年 地方議会特別セミナーin彦根
『議員の資質向上と政務活動費活用策』
- (2) 参加者：夢みらい 小川吉則
- (3) 日時・場所：彦根市男女共同参画センターウィズ 会議室

【1. 研修目的】

議会の役割・機能につき学習し、議会活動の増進を図る。
また、二元代表制を理解し、もって議員としての資質向上を図り、および、政務活動費の活用策を学習して、適切な活用を図る。

【2. 結果報告】

(1) 内 容

自治体議会研究所代表 高沖 秀宣氏の講義により、
議会の役割・機能…憲法93条にて、議事機関として議会を設置すると明記されている。
住民の代表機関であり、議決機関である。

議決機関としての議会の機能としては、地方自治法に議決権（15項目）があり、そのうちでも、

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を確定すること。

が重要とされる。

長が提案の予算は、議会が「承認する」のではなく、「議会が予算を定める」ことに注意が必要。又、議事機関として審議する、熟議することが求められる。それには、活発な議員間討議が必要となってくる。

二元代表制であり、その役割をしっかりと理解しているか。住民は議会に何を期待し、求めているのかを理解することである。首長の追認機関ではない。議会が監視機能を発揮していこうとした場合、通年制議会とすべきである。

通年制議会にて、

- (1) 議会活動のパワーアップとスピードアップ
- (2) 議会と執行部との間に緊張感
- (3) 市長の専決処分が減る（原則として、なくなる）

議会改革が叫ばれているが、何を改革するのか。議会が二元代表制の下で、議会の役割を十分に発揮するために、その機能を強化することである。「議会力の強化」である。一人の議員の意見は、議会の意見ではない。又、一人では力も弱いものになってしまう。皆の意見として、議会の意見としていかなければいけない。

政務活動費活用策

政務活動費とは何か…地方自治法の規定では、「議員の調査研究その他の活動に資するため」とある。然るに、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するためのものでなければならない。

現状は、調査研修費よりも広報費での支出が多いのではないかと。又、折角交付された政務活動費を、返還している議会が多く見受けられる。交付されている成果が住民に還元されていないのではないかと。返還している議員は、もっと政務活動費を有効に使用し、政策提案・提言に活用すべきと思われる。

政務活動費の適切な運用

- ①何のために使うのかの認識が十分ではない？
- ②住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うべきかが先決。議員にその心構えがあるかどうか。
- ③議員が自発的に行うものとの認識が必要
- ④収支報告は、会計報告だけではなく、成果報告書も併せて作成しておくこと
- ⑤まずは、議員活動を積極的に行うことが前提

(2) 考察

元三重県議会事務局次長の高沖秀宣氏の講演を聞き、色々と勉強となった。

議会とはといった基本的なことから始まり、議会の役割・機能を考え、

議決機関、監視機関、政策形成機関等と様々な面があるが、

憲法上は、議事機関として議会が設置されていること。そして、議事機関とは審議し、熟議する機関であること。そのためには、議員間討議が重要であると知った。

二元代表制であり、長（執行機関）と議会との立場となるが、長は一人で強大な力を持つが、議員は一人では弱いこと、又一人の議員の意見では、議会の意見ではないことを知る。多くの意見を集め、議会の意見として長と対峙するには、議員間で十分に討議して、審議・熟議を行うことが重要であることを学んだ。

そのためにも、基本となる個人の議員の資質向上が不可欠である。又、議会が予算を定めるためには、長から提出された予算案を十分に理解することが必要である。そして政策の提案・提言をするにも、調査研究が必要でありそのための政務活動費である。

その為には、コロナ禍で色々と制約はあるが、政務活動費を十分に有効活用して調査研究していく必要がある。

そのために、今回の研修を踏まえ、議員としての個人の資質の向上に取り組み、政務活動費の有効な利用を工夫して、日々の活動を行なっていかななくてはならない。

今回の研修を通じて、議員としての基本を確認し、また議会の役割・機能を学習することができた。これからの議員活動の糧としたい。